

記入例

令和 年 月 日

茨城県立 高等学校
茨城県立 高等学校

・同一校で兄弟姉妹が2名以上いる場合
・異なる学校で兄弟姉妹が2名以上いる場合
→ 申請書をコピーして、それぞれの生徒分の申請書を申請先に提出してください。

用給付)

この申請書は、申請年度の4月1日時点の状況により記載してください。

次の4点を必ず確認の上、□にレ点を付けてください。(注: 次の4点)

※**必須項目**

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、茨城県の求めに従い、
- 本県に在籍する生徒等が、申請年度中に高等学校等へ転校する場合は、
- この申請の対象となる高校生等（母子生活支援施設に入所する者）による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支弁

必ずを入れてください。
全ての□にが入っていない場合は申請できません。

国公立高等学校等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所	〒000-0000	ふりがな	いばらき けんいち
	茨城県水戸市笠原町〇—〇	申請者氏名	茨城 健一
高校生等との関係	親権者・未成年高校生等本人	自宅電話番号	029-0000-0000
		推世電話	090-0000-0000

住民票等に記載されている氏名を記入してください。

保護者等の氏名を記入して下さい。(保護者等がない場合は、生徒本人の氏名を記入)

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と

【対象となる高校生等について】

ふりがな	いばらき たろう	生年月日	昭和 〇 年 〇 月 〇 日
氏名	茨城 太郎		平成 〇 年 〇 月 〇 日
在学する学校	学校の名称	〇〇県立〇〇高等(中等教育)学校 (学年〇年生)	
	学校の種類・課程・学科	国立・ 公立 高等学校・全日制・普通科	
	在学期間	令和8年4月1日 ~ 令和 年 月 日	終期の記入は不要です。
過去の高等学校等における在学期間	学校名	2020年4月1日 ~ 2021年3月31日	学校の種類・課程・学科
	学校名	立	過去に在籍した高校があれば記入してください。

終期の記入は不要です。

過去に在籍した高校があれば記入してください。

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について①】

(次の該当する□にレ印を付けてください。)

日本国に☑した場合は、【高校生等(専攻科の場合は生徒等)の国籍・在留資格・在留期間等について②】の①☑をして住民票の写しを提出してください。

(1) 生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。

- ① 日本国
- ② 日本国以外

日本国以外に☑した場合は、(2)の該当する在留資格に☑し、【高校生等(専攻科の場合は生徒等)の国籍・在留資格・在留期間等について②】の①又は②に☑をして必要書類を提出してください。

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入ください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	<input type="checkbox"/>	特別永住者							
④	<input type="checkbox"/>	永住者							
⑤	<input type="checkbox"/>	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	日		
⑥	<input type="checkbox"/>	永住者の配偶者等							
⑦	<input type="checkbox"/>	定住者	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	日		
			日本国に永住する意思の有無	☐はい(あり)		☐いいえ(なし)			
⑧	<input type="checkbox"/>	家族滞在	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	日		
			日本国の小学校の卒業の有無等	☐卒業した ☐卒業していない					
				小学校名					
				所在地(都道府県)		都・道府・県			
			日本国の中学校の卒業の有無等	☐卒業した ☐卒業していない					
				中学校名					
所在地(都道府県)		都・道府・県							
		日本で就労する意思の有無	☐はい(あり) ☐いいえ(なし)						
⑨	<input type="checkbox"/>	特定活動	在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	日		
⑩	<input type="checkbox"/>	その他	在留資格						
			在留期間(満了日)	(西暦)	年	月	日		

【高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について②】

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、

上部の【高校生等(専攻科の場合は生徒等)の国籍・在留資格・在留期間等について①】で、日本国に☑した場合は、①に☑してください。

生徒本人の日本国籍の有無等の確認のため、以下のとおり申請します。

- ① 住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)]を添付します。
・国籍が「日本国」の生徒：本籍が記載されたもの。
・国籍が「日本国以外」の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの
- ② 「在留カードの写し(コピー)」などの国籍・在留資格・在留期間等が確認できる書類
- ③ 日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。
※生徒の国籍が「日本国以外」で、在留資格が「家族滞在」の者のうち、①日本の小学校及び中学校を卒業していない者で就労する意思がある、いずれも満たす場合のみ

生徒の国籍が「日本国以外」で、在留資格が「家族滞在」の場合のみ確認の上、該当する際は☑してください。

※高等学校等就学支援金等の手続のため、国籍・在留資格・在留期間等の確認同意する場合は、次の内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

授業料を支援する就学支援金等の申請で住民票や在留カードの写しを提出済で、奨学給付金事業の利用を同意する場合は☑してください。

国籍・在留資格・在留期間等の確認書類を提出済のため、本申請での

生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯の方は、こちらに☑を入れてください。

【申請年度の4月1日現在の保護者等

いて】

(1)、(2)、(3)のうち、いずれが1つの□にレ印を付けてください。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書等を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書等

(2) 次の者の課税

非課税世帯の方は、該当するチェックボックスに☑を入れてください。
また、生業扶助を受けていない確認の☑を入れてください。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名 ・離婚、死亡等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする(以下、同様)。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」を課されるだけの収入を得ていない場合

※ (2) または (3) の場合には、下記の内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

対象となる高校生等は、基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)は受給していません。 **※必須項目**

※高等学校等就学支援金等の手続のため、収入等の状況に係る書類(課税証明書等)を提出済で、奨学給付金事業での利用に同意する場合は、下記の内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

収入等の状況に係る書類(課税証明書等)を提出済のため、本申請での提出を省略します。

【保護者等の状況について】非課税世帯の場合のみ記入(生業扶助世帯は記入不要)〈基準日現在〉

対象となる高校生等の保護者等(親権者または主たる生計維持者(上記④)に該当する場合は2名)または未成年後見人(申請者含む)について記載してください。

保護者等の状況	続柄	氏名	生年月日(年齢)	職業等	備考
	父	茨城 健一	S〇〇. 5. 5(48才)	会社員	
	母	茨城 花子	S〇〇. 8. 7(46才)	無職	
		申請者も記入してください。	()才		

【代理受領の委任について】(代理受領に了承する場合、□にレ印を付けてください。)

私が支給を受ける高校生等奨学給付金を下記の学校徴収金等に充てることについて、学校設置者(学校長)に委任することを了承します。

学校徴収金費目				計
金額(円)				

「茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書」記入上の注意

【様式1-1】は、次により記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤高等専門学校(1～3学年)」、「⑥専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑦専修学校(一般課程)昼間学科」、「⑧専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑨専修学校(一般課程)夜間等学科」、「⑩専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑪専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑫各種学校(外国人学校)」、「⑬各種学校(その他)」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

【様式1-2】は、次により記入してください。

- イ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は、「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ロ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労するものに限りません。

【様式1-3】は、次により記入してください。

- イ 保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法(明治29年法律第89号)第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、4月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の住民税(非)課税証明書等を添付してください。
- ホ (2)⑤に該当するときは、主として高校生等の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の課税証明書等および扶養誓約書(様式9)を添付してください。
※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前まで親権者だった者が主たる生計維持者となった場合は、扶養誓約書(様式9)の添付は不要です。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合)には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ニ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、補助対象外となります。